

2018年12月7日

金融担当大臣
麻生 太郎 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴庁の金融行政への取り組みに敬意を表します。

マイナス金利などの量的・質的金融緩和施策により物価上昇を目論んだ日本銀行の金融政策の弊害が明白であります。しかしながら、その出口模索の議論もされないままのマイナス金利政策の継続は、地域金融機関の収益性悪化による金融仲介機能の低下など金融システムの脆弱性を高めています。それは日本経済にとってプラスとなりません。

日本経済再生には、富の集中を前提したトリクルダウンを期待するのではなく、ボトムアップ型の地域経済の面的再生が必要です。そのためには、大企業・資本家優遇でなく、中小企業支援に重点をおくことが不可欠です。世界的に見ても日本は「中小企業支援」が劣っているなかで地域金融機関の地域循環型経済の担い手としての役割発揮がますます重要となっています。

さらに、地域金融機関の収益性悪化の弊害は金融機関労働者や顧客にしわ寄せされ、「顧客本位」「従業員満足度」など望むべくもないのが実態です。加えて、法制度対応などが現場の繁忙を加速しています。

私たち金融労連は、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することを望む立場から、次のとおり要請いたします。

記

1. 「人口減少に基づく地域経済の疲弊」による収益悪化の一面的仮定に基づき、金融庁が地域金融機関に「10年後のビジネスモデル構築」を求めたことが、個別金融機関の「ノルマ追及から不祥事」に至ったと結論付けざるを得ません。これまでの反省に立ち、地域金融機関が本来の役割を果たす方向への金融行政の転換が求められています。ついては、次の内容について要請します。
 - (1) 地域金融機関の経営を利益・株主第一主義から脱却させるよう金融行政を方向転換され、「持続可能なビジネスモデル構築」を貴庁の責任において求めないこと。
 - (2) 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、リスク商品やカードローンなどの推進については、地域金融機関に対して目標設定をしないよう指導されること。
 - (3) 県境を越えた統合により名前や組織形態を変えて地域金融機関が存続し続けても、地域経済の再生に貢献する保証はありません。広域化することで地域循環型資金循環の機能を弱める可能性もあります。地域金融機関の再編・統合でなく、地域経済を再生することは日本経済の再生であるという原点に立ち返り、地域に密着した地域金融機関主体の金融機能発揮のため、関連する省庁と連携を取って国主導で地域経済再生に尽力されること。
2. 公益通報者の保護は企業の不正を質し、顧客や世間に貢献できる仕組み作りに資するものです。閉鎖的な企業環境を変化させ、公益通報を促進するよう指導すること。
3. 金融機関の12月30日の休日化実現に向け努力されること。
4. 金融庁本来のチェック機能を十分に果たしていれば防げたはずの一連の金融機関の不祥事のなかでも、特に経営者の不正融資を質そうとした労働者を不当に解雇した旧武生信用金庫争議は労使間では未解決です。しかし、裁判一辺倒で頑なな経営者は組合との団体交渉を拒否し続けています。貴庁の責任で団体交渉に応ずるよう積極的な指導をされること。

以 上